

## 2006 年度 茨城の会活動報告

県民の関心がそれ程高くない状態にあった八ツ場ダム問題を、本県における住民訴訟の中で効果的なものとするために以下の4点に絞って1年間活動を推進した。

- 1 勝訴を勝ち取る最低の条件として毎回法廷を満席し
- 2 且つ毎回茨城の事情を勘案した生活者の視点にたった熱い陳述を行なう。
- 3 公判終了後に毎回集会を開き、裁判の内容を学習し、活性化を図る。
- 4 各地で各集会を開き八ツ場問題を広報し、会員拡大を図る。

### 1 裁判の状況

第5回(2005.12.13)から第9回(2006.10.24)に至る5回の裁判で、毎回法廷を満席にし、意見陳述を続けた。公判後の学習会では、弁護士および嶋津暉之さんに解説をいただき内容を学習することで会の活動が活発化していった。また、意見陳述を評価し合いその熱気が次回公判への原動力となった。

### 2 裁判の内容

財務会計行為違反は無いとする被告の主張を論破(第5回)し、以後実体論に突入、治水、水利、危険性および環境破壊について準備書面で茨城県の目に余る水余り実態を白日の下に曝し、八ツ場ダムが茨城県の財政をも圧迫する有害無益の事業であることを科学的根拠に基づいて主張した。

また、意見陳述では、生活者の立場からみると、本事業が常識はずれの税金のムダ使いであること、水道料金高騰の原因とり県民生活を経済的にも苦しめる許し難い事業であること、その元凶が茨城の政治的土壌である土建政治にあることを度々指摘、聴く者の胸を熱くし終始被告側を攻め続けた。

### 3 次年度へ向かって

去る11月11日茨城の会総会において本県弁護士を代表して統一弁護士事務局長広田次男さんに本年度の全5回の裁判の評価・解析していただき、本住民訴訟が、ダム建設をストップさせるだけでなく茨城の土建政治、全国の政治の流れを変える歴史的な闘争であることを認識し、決意を新たにすることができた。そのことを受けて、次年度の活動方針を確認しあい以下の活動方針を決定した。「法廷満席・陳述継続」で熱気ある裁判闘争継続を中心に据える点、各地で学習会開催等広報活動を展開し会員倍増を図る点は、前年度と同じである。しかし、地理的にも意識の上でも比較的遠い存在にあった八ツ場問題を本県の水資源開発問題の中に明確に位置づけ県民の関心を高める必要がある。本県における最大の水問題は、「霞ヶ浦水資源開発事業の見直し」であり、問題は飲み水の安全性が疑問視される状態に至っているが、その解決には、利根川全体の水資源開発の見直しなくしてありえない。「利根川流域市民委員会」の活動への参画を通して、他団体の連携を強めながら活動を推進することを新たに盛り込んで再出発を始めた。